



せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

いわき市

(令和5年5月改定)

もくじ

● 生活保護制度とは	1
1 生活保護を受けるには	2
2 生活保護の相談・申請をするには	2
3 生活保護利用のながれ	3
4 生活保護費のしくみ	4
5 生活保護の種類	6
6 免除されるもの	6
● 生活保護のきまり	
1 生活保護を受けた場合の権利と義務	8
2 こんなときは保護費を返してもらいます	11
3 家庭訪問・指導・指示について	11
● 医療や介護について	
1 病院などを受診したいとき	12
2 介護が必要になったとき	13
● その他	
1 自立に向けた支援について	14
2 暴力団員からの申請について	16
3 民生委員について	16
4 各地区の問い合わせ先	17

● **せいかつ ほ ご せいど**
生活保護制度とは



わたしたち いっしょ あいだ びょうき
私達の一生の間には、病気やけがなどで

はたら りゅう しゅうにゅう すく
働けなくなったり、いろいろな理由から収入が少なくなって、

せいかつ こま
生活に困ってしまうことがあります。

せたい せいかつ ほしょう
そんなとき、あなた（世帯）の生活を保障し、

じぶん ちから せいかつ しえん
自分の力で生活できるように支援するのが

せいかつ ほ ご せいど
「生活保護の制度」です。

せいかつ ほ ご くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ
生活保護は、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を

ほしょう けんぽうだい じょう もと せいど
保障する憲法第25条に基づく制度であり、

せいかつ こま だれ そุดん
生活に困ったときには、誰でも相談することができます。



1 生活保護を受けるには

あなたの持っている資産・能力などあらゆるものを、生活してゆくためにすべて活用してください。それでも生活ができない場合に、はじめて保護が行われます。具体的には次のとおりです。

- ▶ 働くことが可能な方は、ハローワークなどで仕事を探し、能力に応じて働いてください。
- ▶ 病気などで働くことが難しい方は、医師の指示に従って治療に専念してください。
- ▶ 預貯金、生命保険、貴金属、自動車、使用していない土地・家屋など、活用できる資産は処分するなどして生活費にあててください。
- ▶ 親子・兄弟姉妹などの親族などから援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。
- ▶ 年金や手当など他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、すべて利用してください。

2 生活保護の相談・申請をするには

生活保護のご相談は、お住いの区域を担当する地区保健福祉センターでお受けします。生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りの事があれば、お気軽にご相談ください。

3 生活保護利用までのながれ

せいかつ ほ ご りよう ほんにん しんせい ひつよう
生活保護を受けるには、ご本人による申請が必要

です。

じじょう ほんにん しんせい
事情によりご本人が申請できないときは、ご家族など

しんせい かのう
による申請も可能です。



① そう だん 相 談

す くいき たんとう ち く ほけんふくし そうだん
お住まいの区域を担当する地区保健福祉センターに相談
してください。



② しん せい 申 請

けんり ぎ む かんが せいかつ ほ ご りよう
権利・義務などをよく考えて、生活保護を受けたいとき
ち く ほけんふくし しんせいてつづ
は、地区保健福祉センターで申請手続きをしてください。

③ ちようさ しんさ 調査・審査

しんせい う たんとういん かていほうもん せいかつ じょうきょう
申請を受けると、担当員が家庭訪問し、生活の状況や
しさん ほゆうじょうきょう ちようさ
資産の保有状況を調査します。

ちようさ けっか もと せいかつ ほ ご りよう
調査の結果を基に、生活保護が受けられるか
しんさ
どうかを審査します。



④ けってい つうち 決定・通知

しんさ けっか せいかつ ほ ご りよう
審査の結果、生活保護を利用できるか、できないかを
けってい しんせい げんそく にちいない しょめん つうち
決定し、申請から原則14日以内に書面で通知します。

ちようさ じかん よう ばあい さいちょう にちいない
※調査に時間を要した場合は最長で30日以内



せいかつほご ちょうさ しんさ つぎ
生活保護の調査・審査は、次のとおり行います。

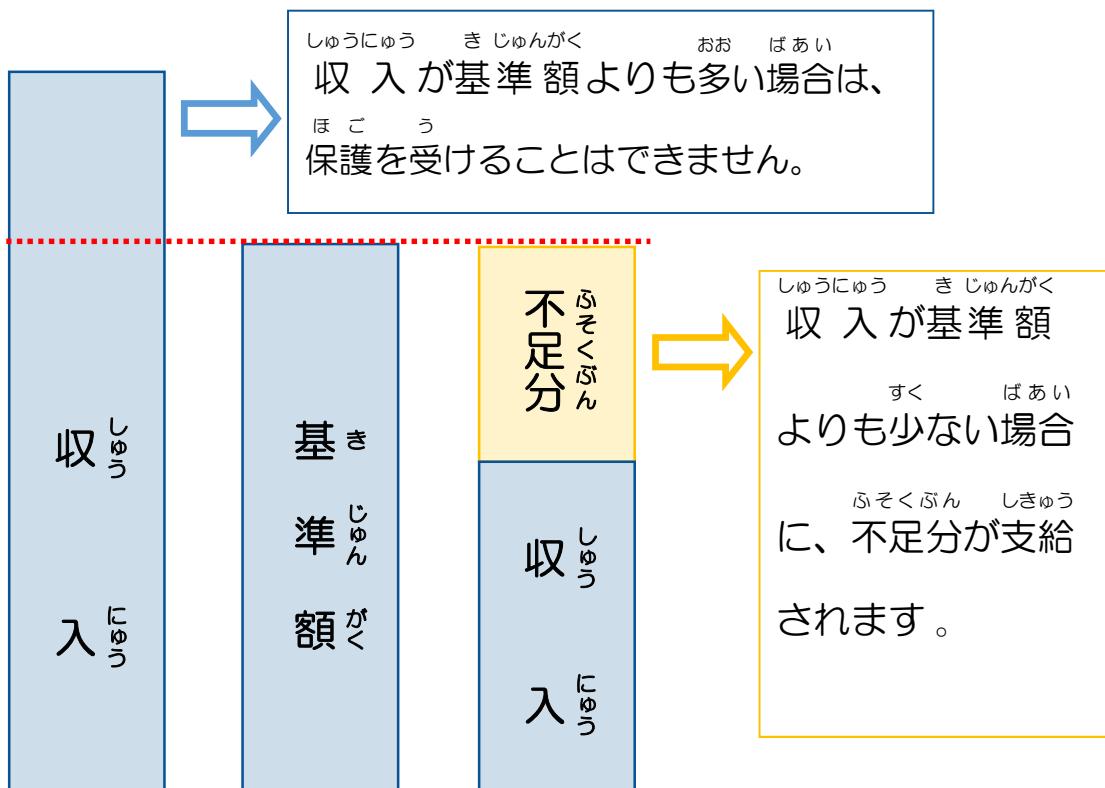
- ▶ 生活保護は、同居している方全員（世帯）を一つの単位として行います。
- ▶ 世帯のすべての収入と国が定めた「生活費の基準」を比べて、生活保護が必要かどうかを審査します。

4 生活保護費のしくみ

せいかつほご ほごひ せたい しゅうにゅう がく くに さだ きじゅんがく
生活保護の保護費は、その世帯の収入の額と国が定める基準額を
くら しゅうにゅう すく ぱあい ふそくぶん しきゅう
比べて収入が少ない場合にその不足分が支給されます。

ほごひ げんそく まいつき か しきゅう
保護費は、原則として毎月5日に支給されます。

か どにちしゅくじつ ぱあい ちょくせん へいじつ
(5日が土日祝日の場合は、直前の平日になります)。



▶ 収入は、次にあげたものなどで、世帯全員の分を合計します。

① 給料や工賃など働いて得た収入

…ボーナス、内職などによる収入など。

② 農業や自営業などによる収入

③ 年金、恩給、各種手当などの収入

④ 親子・兄弟などからの仕送り収入

⑤ 資産を売ったり、貸したりすることやネットオークションに出品する

などして得た収入

⑥ 交通事故にあったときの保険（賠償）金など

⑦ 還付金などの臨時収入



▶ 金額の大小に問わらず、すべて申告が必要です。

▶ 働いて得た収入からは、必要経費のほか一定の額を控除しますの

で、その分生活費が多くなります。

▶ 資産が活用できた場合や収入増、入院などで保護費を

支払い過ぎたときは、払い過ぎた保護費を返してもらうことがあります。

5 生活保護の種類

ほ ご ひ つぎ しゅるい
保護費は、次の8種類です。

しきゅう じょうけん くわ たんとういん そうだん
支給にはそれぞれ条件がありますので、詳しくは担当員にご相談
ください。

生活扶助

き た でんき すいどうりょう せいかつ
着るもの・食べるものの、電気・水道料など、ふだんの生活に
ひつよう ひょう のぞ
必要な費用。

住宅扶助

やちん ちだい けいやくこうしんりょう きょうえきひ のぞ
家賃・地代・契約更新料など（共益費を除く）。

やちんじょうげんがく れい えん り
家賃上限額の例：35,000円（1人世帯）

// えん り
：42,000円（2人世帯）

// えん にん
：46,000円（3～5人世帯）



教育扶助

しょう ちゅうがっこう ひつよう がくようひん きゅうしょくひ ぶかつ よう ひょう
小・中学校で必要な学用品・給食費・部活に要する費用など。

医療扶助

びょうき ちりょう う ひょう びょういん い
病気・けがなどで治療を受ける費用や、病院へ行く
こうつうひ
ときにかかる交通費など。



介護扶助

かいご う ひょう
介護サービスを受けるときにかかる費用など。



出産扶助

さん ひょう
お産をするときにかかる費用など。



生業扶助

こうこうしんがく ひつよう ひょう しごと はじ ひつよう ひょう
高校進学に必要な費用や、仕事を始めるために必要な費用、
ぎじゅつ み ひつよう ひょう
技術を身につけるために必要な費用など。



葬祭扶助

そうさいしちこうしゃ ばあい ひょう
葬祭執行者となった場合にかかる費用など。



にゅうがく とくべつ じじょう ぱあい りんじ せいかつひ
 そのほか、入学などの特別の事情がある場合の臨時の生活費として
 いちじふじょ
 「一時扶助」があります。

いちじふじょ
一時扶助

じぜん しんせい げんそく みつもりしょ ていしゅつ ひつよう
 事前の申請が原則で、見積書などの提出が必要となります。

しきゅう いってい じょうけん じょうげんがく
 支給には、一定の条件や上限額があります。

くわ たんとういん そうだん
 ※ 詳しくは、担当員にご相談ください。

しゅ るい 種類	ない よう 内容
ひふくひ 被服費	ふとん ひふく うぶぎ たい 布団、被服、産着、ねまき、おむつ代など
かぐじゅうきひ 家具什器費	すいじょうぐ しょっき れいだんぼうきぐ 炊事用具、食器、冷暖房器具など
いそうひ 移送費	てんきょ ともな うんぱんひ しせつにゅうしょじ こうつうひ 転居に伴う運搬費、施設入所時の交通費など
にゅうがくじゅんびきん 入学準備金	しょう ちゅうがっこう にゅうがく じゅんびひょう 小・中学校に入学するときの準備費用
しゅうろうかつどうそくしんひ 就労活動促進費	しゅうしょくかつどう ひよう 就職活動にかかる費用など
ほか その他	かざいしょぶんりょう にんぶていきけんしんりょう 家財処分料、妊婦定期検診料など

せいかつほごう げんめん
6 生活保護を受けると減免されるもの

せいかつほごう つぎ げんめん
 生活保護を受けると、次のものが減免されます。

しけんみんぜい こていしさんぜい
▶ 市県民税・固定資産税

のうぜいつうちしょ とど たんとういん み そうだん
 ⇒ 納税通知書が届いたら、担当員に見せて相談してください。

こくみんねんきんほけんりょう ほうそうじゅしんりょう
▶ 国民年金保険料、NHKの放送受信料

たんとういん そうだん
 ⇒ 担当員に相談してください。



●生活保護のきまり

1 生活保護を受けた場合の権利と義務

ほしょう けんり <保障される権利>



せいかつほご う せたい ほしょう つぎ
生活保護を受けた場合、あなたの世帯に保障されることは、次の
とあります。

せいとう りゆう ほ ご ひ へ ほ ご う
▶ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなったり
することはありません。

ほ ご ひ ぜいきん さ お
▶ 保護費に税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

ほ ご けっていないう ぎもん たんとういん
▶ 保護の決定内容に疑問があるときには、担当員におたずねください。

けってい なつとく ばあい けってい し ひ よくじつ
それでも決定に納得できない場合には、決定を知った日の翌日から

げついない ふくしまけん ち じ たい しんさ もと
3か月以内に、福島県知事に対して審査を求めることができます。

せいかつ ほ ご う ぎ む <生活保護を受けるうえでの義務>

まも
～あなたが守らなければならないこと～

せいかつ ほ ご う あいだ つぎ ぎ む まも
生活保護を受けている間は、次のことを義務として守らなければなりません。

ち く ほ けん ふくし せいかつ こうじょう ほ ご もく てき たっせい
地区保健福祉センターでは、生活の向上や保護の目的を達成するため

しどう し じ おこな ばあい
に、指導や指示を行なう場合があります。

つぎ

まも

じじつ ちが とどけで

次のことを守らなかったり、事実と違う届出をしたり、または

ちくほけんふくし

おこな しどう し じ ひつよう ちょうさ せいとう

地区保健福祉センターが行う指導・指示や必要な調査を正当な

りゆう

したが

こば

ほご う

理由もなく従わなかったり、拒んだりすると、保護が受けられなく

なることがあります。



せいかつ

＜生活するうえでのきまり＞

せいかつひ

づか

けいかく

せいかつ

▶ 生活費はむだ使いせず、計画をたてて生活してください。

やちん きゅうしょくひ

ほけんりょう

たいのう

かなら おさ

▶ 家賃や給食費、保険料などは滞納せず、必ず納めてください。

はたら

ひと

のうりょく

おう

はたら

しゅうにゅう

ふ

つとめ

▶ 働ける人は能力に応じて働いて、収入を増やすよう努めて

しゅうろうしえんいん

きゅうしょくかつどう

しえん

ください。 (就労支援員による求職活動の支援があります。)

びょうき

いりょうきかん

じゅしん

さい

いし

し

じ

まも

▶ 病気やケガで医療機関を受診された際は、医師の指示を守り、

げんき

つと

元気なからだになるように努めてください。

げんそく

じどうしゃ

うんてん

▶ 原則として、自動車・バイクをもったり、運転したりすることは

できません。

げんそく

あら

せいめいほけん

かにゅう

▶ 原則として、新たに生命保険に加入することはできません。

あら

しゃっきん

▶ 新たに借金をすることはできません

かなら とどけ で
<必ず届出してください>



つぎ とどけ ひつよう
次のようなときには、届出が必要です。

だいじ かなら とどけ で
すべて大事なことですので、必ず届け出てください。

▶ ボーナスが入った、年金額が変わった、還付金等の臨時収入が

はい しゅうにゅう か
入ったときなど、収入があったり、変わったとき

しゅうろうしゅうにゅう まいつき しんこく ひつよう
(就労収入は、毎月申告が必要です)

まいつき きゅうしょくかつどう じょうきょう
▶ 毎月の求職活動の状況

やちん ちだい か
▶ 家賃や地代が変わったとき

しごと はじ しごと や
▶ 仕事を始めたとき、仕事を辞めたとき

こうつう じ こ さいがい
▶ 交通事故などの災害にあったとき

じゅうしょ か かなら てんきょまえ そうだん
▶ 住所を変えるとき(必ず転居前に相談してください。)

かぞく ひと か
▶ 家族の人に変わったことがあったとき

しゅっしょう しほう てんにゅう てんしゅつ けっこん にんしん びょうき にゅういん たいいん
(出生・死亡・転入・転出・結婚・妊娠・病気・入院・退院・

じ こ にゅうがく たいがく
事故・入学・退学など)

せいかつ じょうきょう か
▶ そのほか、生活の状況が変わったとき

ほ ご ひ かえ

2 こんなときは保護費を返してもらいます

ひつよう とどけで

じじつ

とどけで

必要な届出をしなかったり、事実とちがう届出をするなど

ふせい ほうほう ほ ご う

う ほ ご ひ

不正な方法で保護を受けたときには、これまでに受けた保護費を

かえ

返してもらうことがあります。

ちょうえき

ばっきん か

さらに、懲役または罰金が課せられることがあります。

かていほうもん し じ しどう

3 家庭訪問・指示・指導について

ち く ほ け ん ふ く し

た ん と う い ん

そ う だ ん う

地区保健福祉センターの担当員は、あなたからの相談を受けたり、

と ど で し ん せ い う

せ たい し え ん

届け出や申請を受け、あなたの世帯を支援していきます。

せ たい せ い か つ じ ょ う き ょ う け ん こ う じ ょ う た い

か そ く じ ょ う き ょ う

世帯の生活状況や健康状態をうかがい、あなたやご家族の状況に

そ し え ん ほ う し ん た し え ん

て い き て き か て い ほ う も ん じ っ し

沿った支援方針を立てて支援するため、定期的な家庭訪問を実施します。

せ い か つ ほ ご う

ぎ む

と ど で ぎ む

あなたが「生活保護を受けるうえでの義務」や「届け出の義務」

ま も

じ り つ

ひ つ よ う は ん だ ん

について守ることができず、あなたの自立のために必要と判断したとき

し ど う し じ お こ な

には、指導や指示を行います。

し ど う し じ し た が

ひ つ よ う お う

ほ ご

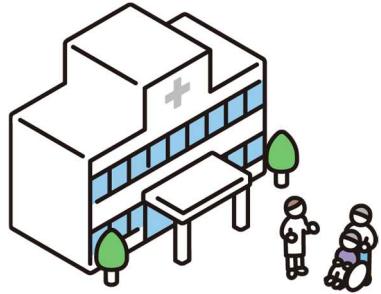
へ ん こ う

指導や指示に従わないときには、必要に応じて、保護の「変更」・

ていし はいし おこな

「停止」・「廃止」を行うことがあります。

いりょう かいご
●医療や介護について



びょういん じゅしん
1 病院などを受診したいとき

せいかつ ほ ご う こくみんけんこうほけん つか し やくしょ かえ
生活保護を受けると、国民健康保険は使えませんので、市役所に返す

てつづ ひつよう
手続きが必要です。

ちりょう う せいかつほ ご ほ う してい う いりょうきかん
治療を受けられるのは、生活保護法の指定を受けた医療機関などに

かぎ たんとういん かくにん
限りますので、担当員に確認してください。

ちりょう はじ い し し じ したが
治療を始めたら、医師の指示に従ってください。

おな びょうき いじょう いりょうきかん
また、同じ病気やけがで2つ以上の医療機関にかかることはできません。

いりょうきかん ち く ほけんふくし しんりょういらいしょ
► 医療機関にかかりたいときは、地区保健福祉センターで診療依頼書

う と たんとういん いりょうきかん れんらく じゅしん
を受け取るか、担当員にかかりたい医療機関を連絡してから、受診して
ください。

きんきゅう ばあい れんらく ちりょう う ばあい ご
※緊急の場合で連絡せずに治療を受けた場合は、その後できるだけ

たんとういん れんらく
はやく担当員に連絡してください。

い し い やくひん し ょう か の う み と ば あ い げんそく
► 医師がジェネリック医薬品の使用を可能と認めた場合には、原則として
し ょう
使用していただくことになります。

しゃかいほけんしょう ひと いっしょ だ
► 社会保険証をもっている人は、一緒に出してください。

せいしんか しんりょうないか じゅしん ひと じんこうとうせきなど う ひと
▶ 精神科や心療内科を受診する人、人工透析等を受ける人は、

じりつしえんいりょう せいしんつういんいりょう こうせいいりょう しゅとく
自立支援医療（精神通院医療・更生医療）を取得するようになります。

ひつよう せいこついん
▶ めがね、コレセットなどが必要なときや、整骨院、あんま・

かよ じせん たんとういん そうだん
マッサージ、はり・きゅうに通いたいときは、事前に担当員へ相談
してください。

かいご ひつよう 2 介護が必要になったとき

さいいじょう ひと さい さい ひと じょうけん ひと かいご
65歳以上の人や、40歳から64歳までの人で条件をみたす人は、介護

う
サービスを受けることができます。

かいご う せいかつほ ご ほ う してい う かいごじぎょうしょ
介護サービスを受けられるのは、生活保護法の指定を受けた介護事業所

かぎ たんとういん かくにん
などに限ります。担当員に確認してください。

かいご う かいご にんてい ひつよう
▶ 介護サービスを受けるためには介護の認定が必要です。

ちくほけんふくし たんとういん そうだん
地区保健福祉センターの担当員に相談してください。

ざいたく かいご う じせん けいかくしょさくせい とどけで
▶ 在宅での介護サービスを受けるためには、事前に計画書作成・届出が

ひつよう にんてい いじょう りょう
必要になります。また、認定された以上のサービスを利用
することはできません。

ちくほけんふくし たんとういん そうだん
地区保健福祉センターの担当員に相談してください。



た
●その他

じりつ む しえん

1 自立に向けた支援について

せいかつ ほ ご

じりつ

せいかつ おく

しえん

もくべき

生活保護は、あなたが自立した生活が送れるよう支援することも目的です。

かぞく じりつ む しえん

あなたやご家族の自立に向けた支援があります。

じりつ む せんもんいん ちから か

じぶん しゅやく

自立に向けて、専門員の力を借りながら、ご自分が主役となって、

と <
取り組んでいきましょう!!



しゅうろうしえんじぎょう 就労支援事業

しゅうろうしえんいん

しょくいん

きょうりょく

いっしょ

しごと さが

就労支援員がハローワーク職員などと協力して、一緒にお仕事を探す

てつだ
お手伝いをします。

りれきしょ か かた しゅうろう

めんせつ れんしゅう

おこな

履歴書の書き方や就労のための面接の練習なども行います。

こ がくしゅうかんきょうせいひじぎょう 子どもの学習環境整備事業

かていかんきょう

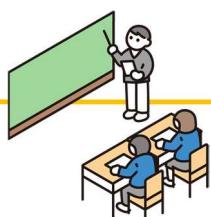
がくしゅう むすか

せんにん がくしゅうしえんいん

家庭環境によって学習が難しくならないよう、専任の学習支援員が

ちゅうがくせい せたい ほうもん がくしゅうしえん せいかつしゅうかん いくせいかんきょう かいぜん
中学生のいる世帯を訪問して、学習支援や生活習慣、育成環境の改善に

む しえん
向けた支援を行います。





けんこうかんりしえんじぎょう 健康管理支援事業

せいかつしゅうかんびょう じゅうしょうかよ ぼう もくでき けんこうしんだん けっか ひょういんじゅしん
生活習慣病の重症化予防を目的に、健康診断の結果を基に、病院受診を
かた つういんちゅう けいかふりょう かた たい けんこうかんりしえんいん
していない方、通院中でも経過不良の方などに対して、健康管理支援員が
せんもんてき じょげん おこな
専門的な助言などを行います。

かけいかいぜんしえんじぎょう 家計改善支援事業

せいかつほ ご じりつ めざ せたい ほ ご ひ むずか
生活保護から自立を目指す世帯や、保護費でのやりくりが難しいなど
かけい みなお せたい たい かけいかいぜんしえんいん しゅうにゅう ししゅつ せいり
家計を見直したい世帯に対して、家計改善支援員が収入、支出を整理して、
しゅうしけいかく た しえん おこな
収支計画を立てるなどの支援を行います。



2 暴力団員からの申請について



暴力団員からの保護の申請は、原則として却下します。

保護の申請時などに暴力団員でないことを確認することがあります。

嘘の届け出をして後日暴力団員であることが分かった場合は、保護が

廃止になることもあります。また、それまでに受けた保護費の最大で

1.4倍の額を返していただきます。

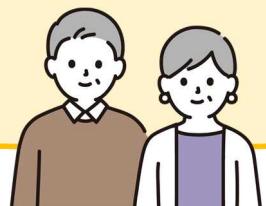
また、懲役や罰金などの刑事罰が科せられることがあります。

3 民生委員について

民生委員は、それぞれの地域で生活に困っている方の相談にのってくれます。

相談内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

地区保健福祉センターが必要と判断した場合、民生委員に家庭訪問等を依頼することがあります。



かくちくとあさき
4 各地区の問い合わせ先

せいかつほご たんとうくいき かくちくほけんふくし そうだん
 生活保護については担当区域の各地区保健福祉センターへご相談ください。
 かいしょび へいじつ
 い。(開所日: 平日8:30~17:15)

めいしょう しょざいち でんわばんごう 名称・所在地・電話番号	たんとうくいき 担当区域
たいらちくほけんふくし ほごかかり 平地区保健福祉センター(保護係) し たいらあざうめと いわき市 平字梅本21 でんわ ちょくつう 電話 (22) 7459、(22) 1197(直通)	たいらちくおよ わかばだい おじまち 平地区及び若葉台、小島町、 うちごうおじまち 内郷小島町
おなはまちくほけんふくし ほごかかり 小名浜地区保健福祉センター(保護係) し おなはまはなばたちょう いわき市小名浜花畠町34-2 でんわ だいひょう 電話 (54) 2111(代表)	おなはまちく 小名浜地区
なこそ たびとちくほけんふくし ほごかかり 勿来・田人地区保健福祉センター(保護係) し にしきまちおおしま いわき市錦町大島1 でんわ だいひょう 電話 (63) 2111(代表)	なこそ たびとちく 勿来、田人地区
じょうばん とおのちくほけんふくし ほごかかり 常磐・遠野地区保健福祉センター(保護係) し じょうばんゆもとまちふき や いわき市常磐湯本町吹谷76-1 でんわ だいひょう 電話 (43) 2111(代表)	じょうばん とおのちく 常磐、遠野地区 わかばだい のぞ (若葉台を除く)

名称・所在地・電話番号	担当区域
<p>うちごう よしま みわちくほけんふくし 内郷・好間・三和地区保健福祉センター</p> <p>ほごかかり (保護係)</p> <p>しうちごうたかさかまち ょもぎだ いわき市内郷高坂町四方木田191</p> <p>でんわ ちょくつう 電話 (27) 8693 (直通)</p>	<p>うちごう よしま みわちく 内郷、好間、三和地区</p> <p>こじまちょう うちごうおじまち のぞ (小島町、内郷小島町を除く)</p>
<p>よつくら ひさのはまおおひさち くほけんふくし 四倉・久之浜大久地区保健福祉センター</p> <p>ふくしかかり (福祉係)</p> <p>しょつくらまちあざにしょんちょうめ いわき市四倉町字西四丁目11-3</p> <p>でんわ ちょくつう 電話 (32) 2114 (直通)</p>	<p>よつくら ひさのはま おおひさち く 四倉、久之浜、大久地区</p>
<p>おがわ かわまえ ちくほけんふくし ふくしかかり 小川・川前地区保健福祉センター (福祉係)</p> <p>しおがわまちたかはぎあざ ころじり いわき市小川町高萩字小路尻19-10</p> <p>でんわ ちょくつう 電話 (83) 1329 (直通)</p>	<p>おがわ かわまえ ちく 小川、川前地区</p>

